

2026 年 7 月 31 日
株式会社かんぽ生命保険
日本郵便株式会社

令和 8 年熊本地震による被災者の方々に対する
契約者貸付及び入院保険金等の特別取扱い

このたびの地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 大西 徹、以下「かんぽ生命」）及び日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 小池 信也）は、令和 8 年熊本地震による被災者の方々を支援するため、全国の郵便局（※）及びかんぽ生命各支店において、以下の特別取扱いを実施いたします。

※簡易郵便局を除きます。

1 普通貸付金に適用する利率の減免（別紙）

普通貸付金に適用する利率の減免措置を行います。

対象契約者	令和 8 年熊本地震により災害救助法が適用された地域で被災された契約者さま
適用利率	年利 0.00%（貸付期間中）
新規貸付の受付期間	2026 年 7 月 28 日から同年 10 月 31 日まで

詳細については、別紙のとおりです。

2 入院保険金の特別取扱い

今回の地震により、ケガをされたにもかかわらず被災地等の事情により直ちに入院できなかった方や病院又は診療所が満床である等の理由により入院治療を受けられなかった方に対して、本来入院による治療が必要であった期間についても入院したものとして入院保険金をお支払いする特別取扱いをいたします。

※詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.jp-life.japanpost.jp/disaster/case.html>

3 死亡保険金の特別取扱い

被保険者の方がお亡くなりになられた場合で死亡証明書のご提出が困難なときは、新聞記事等での死亡保険金請求を可能とする特別取扱いをいたします。

4 保険金の倍額支払等の取扱い

約款上、地震等による保険金の倍額支払、特約死亡保険金等を削減または不支払いとすることがあると規定されていますが、今回は当該規定を適用せず、全額お支払いします。

令和 8 年熊本地震に対する非常取扱い・特別取扱いの実施について

https://www.jp-life.japanpost.jp/information/news/2026/news_id002051.html

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター

電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～21：00

土日休日 9：00～17：00

（1月1日～3日を除く）

普通貸付金に適用する利率の減免

(注) 2007 年 10 月 1 日以降にご加入いただいたかんぽ生命の保険契約に適用します。

2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約については別添のとおりです。

かんぽ生命の保険契約について、令和 8 年熊本地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金に適用する利率の減免措置を行います。

※普通貸付とは、契約者貸付のうち保険料振替貸付を除くものをいいます。

1 普通貸付金に適用する利率

(年利率：%)

保険種類	基本契約の契約日	契約者貸付利率	
		[現行]	今回の減免措置
一時払 年金商品	2007 年 10 月 1 日～ 2012 年 2 月 1 日	1.00 (1.010000)	0.00 (0.50)
	2012 年 2 月 2 日～ 2013 年 1 月 1 日	0.80 (0.806400)	
	2013 年 1 月 2 日～ 2014 年 10 月 1 日	0.70 (0.704900)	
	2014 年 10 月 2 日～	0.55 (0.553025)	
一時払 終身保険	2024 年 1 月 4 日～ 2025 年 7 月 1 日	0.95 (0.959025)	
	2025 年 7 月 2 日～ 2026 年 1 月 1 日	1.25 (1.265625)	
	2026 年 1 月 2 日～	1.75 (1.780625)	
一時払商品 以外	2007 年 10 月 1 日～ 2016 年 8 月 1 日	1.50 (1.522500)	
	2016 年 8 月 2 日～ 2017 年 4 月 1 日	1.00 (1.010000)	
	2017 年 4 月 2 日～ 2026 年 5 月 1 日	0.50 (0.502500)	
	2026 年 5 月 2 日～	0.90 (0.908100)	

※ 更新後契約については、契約日を更新日と読み替えて適用いたします。

※ () 内は貸付期間経過後の利率。貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて 1 年の期間とし、その期間が満了する日が会社の非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに 1 年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2026 年 7 月 28 日 (火) 以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、2026 年 10 月 31 日 (土) までにご請求のあった貸付けに適用します。

令和 8 年熊本地震による被災者の方々に対する簡易生命保険契約の 普通貸付金に適用する利率の減免

(注) 2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険契約に適用します。

令和 8 年熊本地震により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して、以下のとおり、普通貸付金に適用する利率の減免措置を行います。

1 普通貸付金に適用する利率

(年利率：%)

	〔現行〕	今回の減免措置
貸付期間中	当該貸付請求に係る簡易生命保険契約の効力発生日の 保険料額の計算基礎となった予定利率に相当する利率 (1.00～6.00)	0.00
貸付期間経過後	上記の予定利率に相当する利率に、 同利率の 2 乗を加えた利率	0.50

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて 1 年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、その翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに 1 年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

2 実施日

2026 年 7 月 28 日（火）以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、2026 年 10 月 31 日（土）までにご請求のあった貸付けに適用します。